

議案第 64 号

桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

桐生市職員退職手当支給条例(昭和 32 年桐生市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改める。

第 2 条第 1 項中「地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項又は」を削り、同条第 2 項本文中「日を含む。」の次に「第 10 条第 2 項において「勤務日数」という。」を、「18 日」の次に「(1 月間の日数(桐生市の休日を定める条例(平成 4 年桐生市条例第 18 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、参入しない。)が 20 日に満たない日数の場合にあつては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 10 項第 2 項において、「職員みなし日数」という。」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を加える。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 28 条の 2 第 1 項」を「第 28 条の 6 第 1 項」に、「第 28 条の 3 第 1 項」を「第 28 条の 7 第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 28 条の 2 第 1 項」を「第 28 条の 6 第 1 項」に、「第 28 条の 3 第 1 項」を「第 28 条の 7 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第 5 条の 3 の表以外の部分中「10 年」を「15 年」に改める。

第 6 条の 5 第 1 項各号列記以外の部分中「以下「休職月等」」を「第 7 条第 4 項において「休職月等」」に、「調整月額」を「この項及び第 5 項において「調整月額」」に改める。

第 10 条第 2 項後段中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18 日」を「職員みなし日数」に改め、同条第 4 項中「職員が、」を「職員が」に、「と読み替えるものとする。」を「とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が 30 日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が 4 年から第 1 項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。))は、第 1 項及びこの項の規定による期間に算入しない。」に改め、同条第 11 項第 5 号中「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める。

第 14 条第 1 項第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 3 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分中「にあつては」を「には」に改め、同項第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 3 号中「再

任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 17 条第 1 項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第 6 項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第 2 項中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「にあつては」を「には」に改め、同条第 4 項中「にあつては」を「には」に改め、同条第 5 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第 6 項から第 8 項までを削り、附則第 9 項を附則第 6 項とする。

附則第 10 項中「職員で旧日本国有鉄道」を「職員で日本国有鉄道改革法(昭和 61 年法律第 87 号)附則第 2 項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和 23 年法律第 256 号)第 1 条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 11 項を附則第 8 項とする。

附則第 12 項前段中「第 5 条の 3 まで」の次に「及び附則第 17 項から第 24 項まで」を加え、同項後段中「附則第 12 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 13 項中「第 5 条の 2」の次に「及び附則第 19 項」を加え、同項を附則第 10 項とする。

附則第 14 項中「第 5 条」の次に「又は附則第 18 項」を加え、「附則第 12 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 15 項本文中「同法附則第 11 条」を「同法附則第 13 条」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 16 項を附則第 13 項とし、附則第 17 項を附則第 14 項とし、附則第 18 項を附則第 15 項とする。

附則第 19 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改め、同項を附則第 16 項とし、附則に次の 8 項を加える。

17 当分の間、第 4 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 6 条」とあるのは、「第 6 条又は附則第 17 項」とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 60 歳

(2) 桐生市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年桐生市条例第 号)による改正前の桐生市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年桐生市条例第 19 号。以下「令和 5 年旧職員定年条例」という。)第 3 条ただし書に掲げる職員に相当する職員 63 歳

18 当分の間、第 5 条第 1 項の規定は、25 年以上の期間勤続した者であつて、前項

各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第18項」とする。

- 19 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年桐生市条例第1号)附則第8項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 20 当分の間、第5条第1項に規定する25年以上勤務して退職した者(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する第5条の3及び第6条の4の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年(附則第17項各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢)に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の4の表第6条の2の部、第6条の3第1号の項及び第6条の3第2号の部中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第17項各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 21 当分の間、第5条第1項に規定する25年以上勤務して退職した者(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものかつ退職の日において定められているその者に係る定年が附則第17項各号に掲げる年齢を超える者に限る。)(規則で定める者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の4の規定の適用については、第5条の3表以外の部分中「6月」とあるのは「零月」とする。
- 22 当分の間、第5条第1項に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「退職の日において定められているその者に係る定年(附則第17項各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢)」とする。
- 23 当分の間、第5条第1項に規定する定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて退職の日において定められているその者に係る定年(附則第17項各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢)に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の4の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の4の表第6条の2の部、第6条の3第1号の項及び第6条の3第2号の部中「100分の2」とあるの

は、「退職の日において定められているその者に係る定年(附則第 17 項各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に 100 分の 2 を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 24 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて退職の日において定められているその者に係る定年(附則第 17 項各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢)に達した日以後に退職したときにおける第 5 条の 3 及び第 6 条の 4 の規定の適用については、第 5 条の 3 の表第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 4 の表第 6 条の 2 の部、第 6 条の 3 第 1 号の項及び第 6 条の 3 第 2 号の部中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 10 条第 4 項、第 10 条第 11 項及び附則第 16 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の桐生市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「を除く。以下「職員」という。)」とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)」とする。
- 3 新条例第 10 条第 4 項の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する施行の日以後に同条第 4 項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議 案 説 明

議案第 64 号 桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

定年引上げに伴い、60 歳に達した職員の退職手当について特例を定めるとともに、非常勤職員に対する退職手当の支給要件の緩和を行うため、所要の改正を行おうとするものです。